

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
休みの日  
がとる日  
の翌日)

◇教委規則 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

## 目 次

### 教育委員会規則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

#### 鳥取県教育委員会規則第四号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員に関する規則(昭和四十三年十月鳥取県教育委員会規

則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「又は第七号」を「若しくは第七号、第七号第二項又は第十号第二項」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第五条及び第六条を削り、第四条を第六条とし、第三条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五条 免許法附則第十五項の規定により、養護教諭二級普通免許状又は保健の教科についての中学校教諭二級普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に、次の各号に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

一 国立養護教諭養成所を卒業した旨の証明書

二 宣誓書

第二条の次に次の三条を加える。

第三条 免許法第十六条の二第一項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に、次の各号に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

一 教員資格認定試験規程(昭和四十八年文部省令第十七号)第八条第二項に規定する合格証明書(以下「教員資格認定試験合格証明書」という。)

二 宣誓書

第三条の二 免許法第十六条の三第三項の規定により高等学校教諭免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に、次の各号に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

一 教員資格認定試験合格証明書

二 宣誓書

第三条の三 免許法第十七条第二項の規定により盲学校、聾学校又は養護

学校において特殊の教科の教授を担任する教員の免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に次の各号に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

一 教員資格認定試験に合格した者にあつては、教員資格認定試験合格証明書

二 免許法施行規則第六十四条第一項の表の下欄に掲げる基礎資格を有する者にあつては、当該基礎資格を有することを証明する書類

### 三 宣誓書

第七条第三号中「大学在学証明書若しくは大学卒業証明書」を、「同表の備考第三号に規定する資格を有することを証明する書類」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 単位修得証明書（免許法別表第三備考第六号の規定の適用を受ける者を除く。）

第七条中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

第八条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第十条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第十一条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第十二条第一項中「添えて」を「添え、勤務する学校の校長（当該学校が市町村立学校の場合にあつては、当該学校を所管する教育委員会）を経由して」に改め、第六号を削り、第七号を第六号とし、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 校長又は教育委員会は、前項の教育職員検定願を受理したときは、副

申書（様式第八号の二）を当該教育職員検定願に添えて、これを授与権者に送付しなければならない。

第二十八条中「国立、鳥取県立又は私立の学校の教育職員にあつては当該学校の長、市町村立の学校の教育職員にあつては所轄の教育事務所長」を「第十二条第一項に定める場合を除くほか、学校に勤務する教育職員にあつては当該学校の長」に改める。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号 (第2条—第6条関係)

教育職員免許状授与願

鳥取県収入証  
紙はり付け欄

本籍都道府県名

現住所

氏名 (性別)

生年月日

ⓐ ( )

私は、下記の教育職員免許状の授与を受けたいので、必要な書類を添えて願います。

年 月 日

鳥取県教育委員会 殿

記

1 受けようとする免許状の種類

2 教科名

様式第2号 (第2条—第12条関係)

宣 誓 書

私は、次の各号のいずれの者にも該当しないことを誓います。

1 禁治産者又は準禁治産者

2 禁錮以上の刑に処せられた者

2 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

氏 名 ⓐ

鳥取県教育委員会 殿

様名徳川中「様式第3号」や「様式第3号(第7条一第9条、第11条、第12条関係)」の「はりつけ」や「はり付け」の「本籍地」や「本籍都道府県名」の格。

様名徳川中「様式第4号」や「様式第4号(第7条、第10条、第12条関係)」の「本籍地 現住所」や「現住所」の「回覧の標記」の「行なう」や「行う」の格。

様名徳川中「様式第5号」や「様式第5号(第7条一第9条、第11条、第12条関係)」の「本籍地 現住所」の「現住所」の格。

様名徳川中「様式第6号」や「様式第6号(第7条、第8条、第11条、第12条関係)」の「本籍地 現住所」の「現住所」の格。

様名徳川中「様式第7号」や「様式第7号(第7条一第9条、第11条、第12条関係)」の「本籍地 現住所」の「現住所」の格。

様名徳川中「様式第8号」や「様式第8号(第10条関係)」の「はりつけ」や「はり付け」の「本籍地」や「本籍都道府県名」の格。回覧の次に次の様式を加える。

様式第8号の2 (第12条関係)

副 申 書

鳥取県教育委員会 殿

臨時免許状を授与されるよう下記のとおり副申します。

年 月 日

職 氏 名

印

記

氏 名		生年月日	年 月 日生
採用予定学校名			
採用予定年月日			
免許状の種類及び教科名			
出 願 の 理 由			

様式第九号中「様式第九号」や「様式第九号(第13条関係)」と「はりつけ」や「はりつけ」を「本籍地」や「本籍都道府県名」と改める。  
様式第十号を次のように改める。

様式第十号(第13条関係)

教育職員免許状再交付願

鳥取県収入証  
紙はりつけ欄

現住所

氏名(性別)

Ⓢ( )

生年月日

私は、免許状を(破損した・紛失した)ため、下記の免許状の再交付をしていただきたいので、教育職員免許法第15条の規定により必要な書類を添えて願ひ出ます。

年 月 日

鳥取県教育委員会 殿

記

- 1 免許状の種類及び番号
- 2 教科名
- 3 授与年月日
- 4 授与権者名

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 破損した場合は、当該破損した免許状
- 2 紛失した場合は、紛失の理由を証明するに足る書類

様式第21号 (第25条関係)

教育職員免許状原簿

氏 名 (生年月日)	身 上 異 動	本籍都道府県名	教 科	根 拠 法 令	基礎資格					
					修得単位数	科目別	修得方法			
免 許 状 番 号	第 号	第 号	第 号	免 許 法 第 第 項	免 許 法 第 第 項	免 許 法 第 第 項	授 与 年 月 日			
				施行法第 条	施行法第 条	施行法第 条	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
様式第11号	様式第11号	様式第11号	様式第11号	様式第11号	様式第11号	様式第11号	様式第11号	様式第11号	様式第11号	様式第11号
様式第12号	様式第12号	様式第12号	様式第12号	様式第12号	様式第12号	様式第12号	様式第12号	様式第12号	様式第12号	様式第12号
様式第13号	様式第13号	様式第13号	様式第13号	様式第13号	様式第13号	様式第13号	様式第13号	様式第13号	様式第13号	様式第13号
様式第14号	様式第14号	様式第14号	様式第14号	様式第14号	様式第14号	様式第14号	様式第14号	様式第14号	様式第14号	様式第14号
様式第15号	様式第15号	様式第15号	様式第15号	様式第15号	様式第15号	様式第15号	様式第15号	様式第15号	様式第15号	様式第15号
様式第16号	様式第16号	様式第16号	様式第16号	様式第16号	様式第16号	様式第16号	様式第16号	様式第16号	様式第16号	様式第16号
様式第17号	様式第17号	様式第17号	様式第17号	様式第17号	様式第17号	様式第17号	様式第17号	様式第17号	様式第17号	様式第17号
様式第18号	様式第18号	様式第18号	様式第18号	様式第18号	様式第18号	様式第18号	様式第18号	様式第18号	様式第18号	様式第18号
様式第19号	様式第19号	様式第19号	様式第19号	様式第19号	様式第19号	様式第19号	様式第19号	様式第19号	様式第19号	様式第19号
様式第20号	様式第20号	様式第20号	様式第20号	様式第20号	様式第20号	様式第20号	様式第20号	様式第20号	様式第20号	様式第20号
様式第21号	様式第21号	様式第21号	様式第21号	様式第21号	様式第21号	様式第21号	様式第21号	様式第21号	様式第21号	様式第21号

様式第11号「様式第11号」や「様式第11号 (第14条関係)」又は  
 様式第12号「様式第12号」や「様式第12号 (第14条関係)」又は  
 様式第13号「様式第13号」や「様式第13号 (第15条関係)」又は「  
 行なう」や「行う」又は  
 様式第14号「様式第14号」や「様式第14号 (第17条関係)」又は「  
 行なわれる」や「行われる」又は  
 様式第15号「様式第15号」や「様式第15号 (第18条関係)」又は  
 様式第16号「様式第16号」や「様式第16号 (第18条関係)」又は  
 様式第17号「様式第17号」や「様式第17号 (第18条関係)」又は  
 様式第18号「様式第18号」や「様式第18号 (第20条関係)」又は「  
 本籍地」や「本籍都道府県名」又は「行なった」や「行つた」又は  
 様式第19号「様式第19号」や「様式第19号 (第24条関係)」又は  
 「本籍地」や「現住所」又は  
 様式第20号「様式第20号」や「様式第20号 (第24条関係)」又は「  
 本籍地」や「本籍都道府県名」又は  
 様式第21号を次のように改める。

様式第二十二号中「様式第22号」や「様式第22号（第27条関係）」と「本籍地」や「本籍都道府県名」を改め「同様式備考を次のように改める。備考 免許法施行規則別記様式備考の規定は、この様式の場合について準用する。

## 附 則

この規則は、昭和五十六年十一月一日から施行する。